

◎学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	特徴	感染症の種類	出席停止期間の基準
第 1 種	発生はまれだが重大な感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	飛沫感染し流行拡大のおそれがある感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に中華人民共和国から WHO に報告されたもの)に限る。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症(診察した医師の判断によって措置が考えられる感染症)	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ その他の感染症 手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎は、対象になりません。